



「猫と漢詩」 札記 -古代から唐代まで-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2008-05-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 後藤, 秋正 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00005641

「猫と漢詩」札記

— 古代から唐代まで —

北海道教育大学札幌校漢文学研究室

後藤 秋 正

はじめに

河田聡美「イヌのいる風景―唐詩に描かれたイヌたち」（『中唐文学の視角』創文社、一九九八所収）は、『詩経』から晩唐までの詩にあらわれたイヌの多様な描写を跡づけて、「漢代以来の象徴的かつ観念的なイヌ描写から脱し、杜甫に始まり、中唐以後増加する、リアルで個別的なイヌ描写もまた、中唐を転換点とする大きな文学史の流れの中で生まれた、一つの新しい表現形式だったと言える。」と結んでいる。

それでは、猫はどのように詠じられているのだろうか。本稿では、イヌと同様に詩人たちの身近に存在した小動物であったはずの猫を取り上げ、これが詩歌にどのように詠じられているかについて若干の考察を試みたい。必要に応じて散文作品も取り上げることとする。考察に際しては、当然、ネコを意味する漢字を検索することになるが、イヌが犬、狗、戌などを始めとしてさまざまな漢字で表記されるのは異なり、ネコについては、異名や別名を

除けば、猫、もしくは猫の字しか用いられない。¹⁾

一 唐代以前の猫

猫（猫）が最も早く文献に登場するのは、『礼記』郊特牲であろうか。

古之君子、使之必報之。迎猫、为其食田鼠也。迎虎、为其食田豕也、迎而祭之也。

古の君子は、之を使えば必ず之に報ゆ。猫を迎うるは、其の田鼠を食らうが為なり。虎を迎うるは、其の田豕を食らうが為なり。迎えて之を祭るなり。

蜡というのは、毎年の十二月に、人々の生活、とりわけ農耕に役立つ万物の神を祭ることを指す。天子の大蜡においては、先嗇・司嗇・農・郵表畷・猫虎・坊・水庸・昆虫の八神を祭るといふ。ここで猫を迎えるというのは、蜡の祭において、猫の神尸を迎えることを言うのであって、猫そのものを迎えることを指しているのではない。

それでは、猫はいつごろから詩に登場するのであろうか。『詩経』には、大雅・韓奕に一例が見える。

孔楽韓土 孔^{はなは}だ樂し韓の土

川沢訶訶 川沢 訶訶たり

魴鱖甫甫 魴鱖 甫甫たり

嘒嘒麀鹿 麀鹿 嘒嘒たり

有熊有羆 熊有り羆有り

有猫有虎 猫有り虎有り

慶既令居 慶して既に居らしむ

韓姑燕譽 韓姑 燕んじ譽めり

韓突の一篇は、韓の国の物産が豊かなことを賛美しており、この猫は、「毛伝」に、「猫、似虎浅毛者也。」（猫、虎に似て浅毛なる者なり。）と言っているように、飼猫ではなく、山猫のたぐいを言うのであろう。尚秉和・秋田成明編訳『中国社会風俗史』（東洋文庫一五一、平凡社、一九六九）は、「麀鹿」の句について、次のように述べている。

猫を野獸と一緒に並べているから、周ではまだ家畜ではなかったわけである。だから十二月に山野の万物を祭る蜡祭にも、猫を加えている。……以上のほかに、周ではまた犬に鼠を捕らえさせていて、そのために、犬の能力を見分ける専門家さえ現れている。……犬について利用されたのは、狸である。……ただ狸は凶悪な性質であって、鼠は取るがその害も多かつたから、漢では既に飼っていない。

また、『礼記』と『詩経』の猫について、金沢庄三郎『猫と鼠』【参考文献】参照は、「毛伝」を根拠として、「猫は猫の俗字であるが、今日いふ所のネコではなく虎の一種で毛の短いものの別名である。」と説明している。

『楚辞』には、猫は登場しないようである。また、『文選』にも猫の語は見られない。前掲『中国社会風俗史』は、猫が前漢のころから飼われ始めたことを指摘した後に、『世説新語』を引いて、魏晋のころには鼠の害が多かつたことを言い、「魏晋の頃にはまだ猫の少なかつたことが分る。」と指摘している。岡田章雄『犬と猫』【参考文献】参照もこの指摘を踏まえて、「中国で猫を飼う風習がはじまったのは前漢のころからで、唐代には犬や鶏とならんで大切な家畜として家々に飼われるようになったというところである。」と言い、さらに、「中国の場合、狸が猫と全く違う動物であるかどうかははっきりしないのだが、猫が飼いならされるようになったのは唐の時代らしい。」とも述べている。ただ、『北史』巻六十一、独孤陀伝（『隋書』巻七九にも）には、「猫鬼」の話が見えている。

随性好左道、其外祖母高氏先事猫鬼、已殺其舅郭沙羅、因転入其家。上

微聞而不信。会献皇后及楊素妻鄭氏俱有疾、召医視之、皆曰、此猫鬼疾。

上以随、后之異母弟、随妻、楊素之異母妹、由是意随所為。……随婢徐阿尼曰、本從随母家来、常事猫鬼、每以子日夜祀之。言子者鼠也。其猫鬼每殺人者、所死家財物潜移於畜猫鬼家。……後上初從并州還、随於園中謂阿尼曰、可令猫鬼向皇后所、使多賜吾物。阿尼復呪之、遂入宮中。楊遠乃於門下外省遣阿尼呼猫鬼、阿尼於是夜中置香粥一盆、以匙扣而呼曰、猫女可来、無住宮中。久之、阿尼色正青、若被牽拽者、云猫鬼已至。上以其事下公卿。奇章公牛弘曰、妖由人興、殺其人、可以絶矣。上令犢車載夫妻、將賜死於其家。随弟司勳侍中整詣闕求哀、於是免随死、除名、以其妻楊氏為尼。

随 性 左道を好む、其の外祖母高氏 先に猫鬼に事え、已に其の舅の郭沙羅を殺し、因りて転じて其の家に入る。上 微しく聞きて信ぜず。会たま献皇后及び楊素の妻鄭氏は俱に疾有り、医を召して之を視しむるに、皆な曰く、此れ猫鬼の疾と。上 随は、后の異母弟、随の妻は、楊素の異母妹なるを以て、是に由りて随の為す所と意う。……随の婢の徐阿尼曰く、本と随の母の家より来り、常に猫鬼に事え、毎に子の日の夜を以て之を祀る。子と言う者鼠なり。其の猫鬼 人を殺す者ある毎に、死する所の家の財物もて潜かに猫鬼を畜う家に移す。……後 上 初め并州より還るに、随 園中に於いて阿尼に謂いて曰く、猫鬼をして皇后の所に向かわしめ、多く吾に物を賜らしむ可しと。阿尼 復た之を呪り、遂に宮中に入る。楊遠は乃ち門下外省に於いて阿尼を遣りて猫鬼を呼ばしむるに、阿尼 是に於いて夜中 香粥一盆を置き、匙を以て扣きて呼びて曰く、猫女 来る可し、宮中に住まること無かれと。之を久しくして、阿尼 色正に青きこと、牽拽せらるる者の若く、猫鬼已に至れりと云う。上 其の事を以て公卿に下す。奇章公牛弘曰く、妖は人に由りて興る、其の人を殺さば、以て絶つ可しと。上 犢車をして夫妻を載せしめ、將に死を其の家に賜わんとす。随の弟 司勳侍中整は闕に詣りて哀れみを求め、是に於いて随の死を免じ

て、除名し、其の妻楊氏を以て尼と為す。

「左道」とは、巫蠱などの呪術のこと。「猫鬼」は、猫の妖怪のたぐいであろう。人を殺してその家の財物を盗み取る猫鬼がいたというのである。この事件に懲りた高祖・文帝は、開皇十八年(五九八)五月に、「蓄猫鬼・蠱毒・厭魅・野道之家、投於四裔。」(猫鬼・蠱毒・厭魅・野道を蓄うの家は、四裔に投ず。)という詔を出している。

このような話柄と関連するのであろう、『太平広記』巻四十五、「猫鬼」の項には、次のように言っている。

隋大業之季、猫鬼事起。家養老猫為厭魅、頗有神靈。遞相誣告、京都及郡県被誅戮者、数千餘家。蜀王秀、皆坐之。隋室既亡、其事亦寢。

隋の大業の季、猫鬼の事起る。家に老猫を養いて厭魅を為し、頗る神靈有り。遞いに相い誣告し、京都及び郡県の誅戮せらるる者、数千餘家。蜀王秀、皆な之に坐す。隋室 既に亡び、其の事亦寢む。

『太平広記』は、『朝野僉載』を典故とするというが、この記事は見えず、また、楊秀の伝(『隋書』巻四五)にも関連する事実は記録されていない。しかし、これが事実とすれば、隋代には猫が呪術と結びついており、禁令にもかかわらず、隋末まで続いていたことになる。

二 唐代の猫

唐代に入ると、猫に関する記述は格段に増えてくる。『旧唐書』巻五十一、高宗廢后王氏伝に見える、庶人に落とされた良娣の蕭氏が、武后(武則天)を罵って言った、「願阿武為老鼠、吾作猫兒、生生扼其喉。」(願わくは阿武を老鼠と為らば、吾 猫兒と作りて、生生 其の喉を扼せん。)という言葉などは、唐代においてもよく知られた言葉だったであろう。武后は怒り、このことがあって以後、宮中では猫を飼うことがなくなったというから、永徽年間(六五〇～六五五) までには、鼠の害を避けるために宮中で猫が飼われ

はじめていたことは確かである。

さて、唐詩において、最初に猫が登場するのは、武後に仕えて先天年間(七一〇～七二一)に没した閻朝隱の「鸚鵡猫兒篇」(『唐詩紀事』巻一一、『全唐詩』巻六九。全五三句)であり、その序文から中宗の太子舎人であった時に作られたことがわかる。

鸚鵡、慧鳥也、猫、不仁獸也。飛翔其背焉、嚙啄其頤焉。攀之縁之、蹈之履之、弄之藉之、踰踰然此為自得、彼亦以為自得。畏者無所起其畏、忍者無所行其忍、抑血属旧故之不若。臣叨踐太子舎人、朝暮侍從、預見其事。聖上方以礼楽文章為功業、朝野歛娛。強梁充斥之輩、願為臣妾、稽顙闕下者日万計。尋而天下一統、實以為恵可以伏不恵、仁可以伏不仁、亦太平非常之明証。事恐久遠、風雅所缺、再拜稽首、為之篇云、

鸚鵡は、慧鳥なり、猫は、不仁の獸なり。其の背に飛翔し、其の頤を嚙み啄む。之に攀じ之に縁り、之を蹈み之を履み、之を弄し之を藉き、踰踰然として此れ自得すと為し、彼も亦 自得すと以為う。畏る者は其の畏れを起さず所無く、忍ぶ者も其の忍ぶことを行ふ所無く、抑そも血属・旧故も之若かず。臣は叨りに太子舎人を踐み、朝暮 侍從し、其の事に預見す。聖上は方に礼楽・文章を以て功業と為し、朝野は歛娛す。強梁・充斥の輩は、臣妾と為らんことを願ひ、闕下に稽顙する者は日に万計。尋いで天下一統す、實に以為らく、恵は以て不恵を伏せしむ可く、仁は以て不仁を伏せしむ可きこと、亦太平・非常の明証なりと。事 久遠にして、風雅の缺くる所あるを恐れ、再拜 稽首して之が篇を為して云う、

鸚鵡は知恵のある鳥であり、猫は思いやりのない動物でありながら、互いに相手を恐れず忍耐もせずに「自得」して共存しているのは、「聖上(武則天)」のもたらした「太平」のおかげであると言っているのであろう。

詩は猫と鸚鵡の描写が錯綜していて意味のとりにくい部分が多い。²⁾

12 彼何為兮隱振振 彼は何為れぞ隱振振たる

13 此何為兮綠衣翠襟 此れは何為れぞ綠衣翠襟なる

14 彼何為兮窳窳蠢蠢 彼は何為れぞ窳窳蠢蠢たる

15 此何為兮好貌好音 此れは何為れぞ好貌好音なる

16 彷彿兮洋洋 彷彿として洋洋たり

17 似妖姬躡步兮動羅裳 妖姬の躡歩して羅裳を動かすに似たり

18 趨趨兮踰踰 趨趨として踰踰たり

19 若処子迴眸兮登玉堂 処子の眸を迴らして玉堂に登るが若し

20 爰有獸也 爰に獸有り

21 安其忍 其の忍きに安んず

22 背其脇 其の脇を背み

23 距其胸 其の胸に距たつ

24 与之放曠浪浪兮 之と放曠・浪浪として

25 從從容容 從從容容たり

26 鈎爪距牙也 鈎爪と距牙と

27 宵行昼伏無以當 宵に行き昼に伏して以て當たる無く

28 遇之兮忘味 之に遇わば味を忘れ

29 搏擊騰擲也 搏擊騰擲す

30 朝飛暮噪無以拒 朝に飛びて暮に噪ぎて以て拒む無く

31 逢之兮屏氣 之に逢わば屏氣す

50 国有君兮国有臣 国に君有りて国に臣有り

51 君為主兮臣為賓 君主と為りて臣賓と為る

52 賢為君兮德為飾 賢君と為りて徳飾りと為る

53 千年万歳兮心転憶 千年万歳心に転憶わん

第十二句から十五句までは、「彼」が猫、「此」が鸚鵡を指していて、それぞれを描写していると考えられる。第二十句から三十一句までは、鸚鵡が猫をくちばしでつついたりするものの、猫はそれに甘んじていることを言うの

であらうか。

この詩の作られる背景となったと考えられる記事が、唐・張鷟『朝野僉載』卷五に見えている。

則天時、調猫兒与鸚鵡同器食、命御史彭先覺監、遍示百官及天下考使。

伝看未遍、猫兒飢、遂殺鸚鵡以餐之。則天甚愧。武者国姓、殆不祥之徵也。

則天の時、猫兒と鸚鵡とを調らして器を同じくして食らわし、御史彭先覺に命じて監せしめ、遍く百官及び天下の考使に示す。伝え看しむること未だ遍からざるに、猫兒飢え、遂に殺みて鸚鵡を殺し以て之を餐らう。則天甚だ愧ず。武は国の姓なり、殆ど不祥の徵なり。

「鸚鵡」の「鵡」字には「武」が含まれる。その鸚鵡が猫にかみ殺されたところから不祥の徵とされた出来事を、太平を賛美する作品に仕上げたところが、閻朝隱が、「性滑稽、属辞奇詭。」（性滑稽にして、辞を属ること奇詭なり。）と評される理由であったのだろう。ちなみに『新唐書』卷三十四、五行志一、鼠妖の項には、猫の登場する記事が五例見えている。

① 竜朔元年十一月、洛州猫鼠同処。鼠隱伏象盜竊、猫職捕嚙、而反与鼠同、象司盜者廢職容姦。
竜朔元年（六六一）十一月、洛州にて猫鼠 同に処る。鼠の隱伏するは盜竊に象る、猫は捕嚙を職とす、而るに反つて鼠と同にするは、盜を司る者の職を廢して姦を容すに象る。

② 弘道初、梁州倉有大鼠、長二尺餘、為猫所嚙。少選、聚万餘鼠、州遣人捕擊殺之、餘皆去。
弘道（六八三～六八四）の初め、梁州の倉に大鼠有り、長二尺餘、猫の嚙む所と為る。少選して、万餘の鼠を聚め、州 人を遣わして捕擊して之を殺さしめんとするに、餘は皆な去る。

③ 天宝元年十月、魏郡猫鼠同乳。同乳者、甚于同処。
天宝元年（七四二）十月、魏郡にて猫鼠 同に乳す。同に乳する者、同

に処るよりも甚だし。

④大暦十三年六月、隴右節度使朱泚、於兵家得猫鼠同乳、以獻。

大暦十三年（七七八）六月、隴右節度使朱泚、兵家に於いて猫鼠の同に乳するを得、以て獻す。

⑤大和三年、成都猫鼠相乳。

大和三年（八二九）、成都の猫鼠 相い乳す。

④については、『旧唐書』卷三十七、五行志の記述のほうが、『新唐書』よりも詳細である。以下に引いておこう。

〔大暦〕十三年六月戊戌、隴右 汧源県の軍士 趙貴の家、猫鼠 同に節度使朱泚籠之以獻。宰相常袞率百僚拜表賀、中書舍人崔祐甫曰、此物之失性也。……帝 深歎然之。

〔大暦〕十三年六月戊戌、隴右 汧源県の軍士 趙貴の家、猫鼠 同に乳し、相い害なわず、節度使朱泚 之を籠めて以て獻す。宰相常袞 百僚を率い拜して賀を表するに、中書舍人崔祐甫曰く、此れ物の性を失えるものなり。……帝 深く之を然りとす。

これらは、②を除いて、猫と鼠がともに棲んでいたたり、鼠が母猫から乳を飲んだりすることがまれに朝廷に報告されていたことが分かる事例である。

またこれらの記事とは別に、『新唐書』卷二百二十三上、姦臣伝上、李義府伝には、李義府（六一四～六六六）を「人猫」と呼んだ逸話が見えている。

義府貌柔恭、与人言、嬉怡・微笑。而陰賊褊忌著于心、凡忤意者、皆中傷之。時号義府笑中刀。又以柔而害物、号人猫。

義府は貌 柔恭にして、人と言うに、嬉怡・微笑す。而るに陰賊・褊忌心に著われ、凡そ意に忤らう者は、皆な之を中傷す。時に義府を笑中の刀と号す。又柔にして物を害なうを以て、人猫と号す。

猫のしなやかな動作と得体の知れない不気味さが、「人猫」の語を生んだものであろう。

閻朝隱の「鸚鵡猫兒篇」が作られてから数年後に、崔日用（六七三～七二

二）の「金魚詞」（『本事詩』嘲戲第七、『唐詩紀事』卷一〇、『全唐詩』卷八六九、『太平広記』卷二百四十九、詩題は『全唐詩』による）が書かれている。

台中鼠子直須諳 台中の鼠子は直だ須くる諳べし
信足跳梁上壁龕 信に跳梁して壁龕に上るに足る

倚翻燈脂汚張五 倚りて燈脂を翻して張五を汚し

還來鬻帶報韓三 還り來つて帶を鬻りて韓三に報ゆ

莫浪語 浪りに語ること莫かれ

直王相 王相に直たると

大家必若賜金龜 大家 必ず若し金龜を賜えば

売却猫兒相報賞 猫兒を売却して相い報賞せん

「大家」は、近臣が天子を呼ぶ語。「金龜」は、金の袋飾の龜符。『旧唐書』

卷四十五、輿服志に、

高祖武徳元年九月、改銀兔符為銀魚符。……天授元年九月、改内外所佩魚並作龜。久視元年十月、職事三品已上龜袋、宜用金飾、四品用銀飾、……神竜元年二月、内外官五品已上依旧佩魚袋。

高祖 武徳元年九月、銀兔符を改めて銀魚符と為す。……天授元年九月、

内外の佩ぶる所の魚を改めて並びに龜と作す。久視元年十月、職事三品已上の龜袋は、宜しく金飾を用い、四品は銀飾を用うべし、……神竜元年

二月、内外官の五品已上は旧に依りて魚袋を佩ぶ。

とある。ここでは、『本事詩』に見えるように緋魚袋を指すのであろう。『本事詩』がこの詩を引用する前後の文章は次のようなものである（沈佺期の詞は省略する）。

沈佺期以罪謫、遇恩、復官秩、朱紱未復。嘗内宴、群臣皆歌迴波樂、撰詞起舞、因是多求遷擢。佺期詞曰、……中宗即以緋魚賜之。崔日用為御

史中丞、賜紫。是時佩魚須有特恩。亦因内宴、中宗命群臣撰詞、日用曰、

……中宗亦以緋魚賜之。

沈佺期 罪を以て謫せられ、恩に遇いて、官秩を復せらるるも、朱紱は

未だ復せず。嘗て内宴ありて、群臣 皆な迴波楽を歌い、詞を撰して起ちて舞うは、是れに因りて多く遷擢を求めんとすればなり。俚期の詞に曰く、……と。中宗 即ち緋魚を以て之に賜う。崔日用 御史中丞と為り、紫を賜わる。是の時 魚を佩ぶるは特恩を須つ。亦内宴あるに因りて、中宗 群臣に命じて詞を撰せしむるに、日用曰く、……と。中宗 亦緋魚を以て之に賜う。

「緋魚」は、緋魚袋。緋衣と魚符袋。唐代では五品以上の者が佩びることになっていった。崔日用がもし中宗の意に適つて緋魚袋を下賜されたならば、その魚を食べる猫は邪魔だから売り払ってしまおう、というのである。中宗が復位したのは神竜元年（七〇五）のことであり、景竜四年（七一〇）六月には毒殺されているから、この詞が書かれたのはその間の事である。『旧唐書』卷九十九、崔日用伝には、「日用才弁過人、見事敏速、每朝廷有事、転禍為福、以取富貴。」（日用の才弁は人に過ぎ、事を見るに敏速、朝廷に事有る毎に、禍を転じて福と為し、以て富貴を取る。）と言っている。ここに見た逸話も、「禍を転じて福と為し」たものではないが、日用の優れた「才弁」を示したものである。

ついで猫が見えるのは王建の「独漉歌」（『楽府詩集』卷五五、『全唐詩』卷二二）であろう。

独鹿独鹿 独鹿 独鹿

鼠食猫肉 鼠 猫の肉を食らわんとす

烏日中鶴露宿 烏は日中にありて鶴は露宿す

黄河水直人心曲 黄河は水直きも人心は曲る

明らかに道理が通らない不合理な世の中を風刺する一篇であり、鼠が猫の肉を食べようとするというのも、賢人が迫害を受けることに喩えたものである⁽⁴⁾。

『全唐詩』卷八百七十三には、裴諝（七一九～七九三）の「又判争猫児状」を載せる。ネコの子の所有権に関わる判決状という意味である。裴諝は、『新

唐書』卷百三十（『旧唐書』卷二二六）に伝がある。これによれば、彼は字は士明、洛陽の人。安祿山の乱の時に史思明に捕らえられて殺されそうになったが死を免れ、代宗に仕えて虔州刺史などを歴任し、徳宗の治世になると閩州司馬に左遷されたこともあったが、まもなく太子右庶子として呼び戻され、兵部侍郎から河南尹・東都副留守となつて没した。死後には礼部尚書を贈られてゐる。本伝には、

諝 謂惡法吏舞文、或挾宿怨為重輕、因獻獄官箴以諷。……諝視事未嘗敢当正処。以寬厚和易為治、不鞫人以賊。

謂 法吏の文を舞わし、或いは宿怨を挟みて重輕を為すを惡み、因りて獄官の箴を獻じて以て諷す。……諝 事を視るに未だ嘗て敢えて正処に当たらず。寬厚・和易を以て治を為し、人を鞫むるに賊を以てせず。と言うから、大らかな性格の人物だったのであろう。

「又判争猫児状」は、鄭榮撰『開天伝信記』を出典とすることが、今村与志雄『猫談義』（参考文献参照）によつて明らかにされている。『開天伝信記』（百川学海本。『古今事文類聚』別集卷一一にも）には次のように言う。

又有婦人投状争猫児。状云、若是兒猫、即是兒猫、若不是兒猫、即不是兒猫。諝大笑、判状云、……遂納其猫児。争者亦晒。

又婦人の状を投じて猫児を争うこと有り。状に云う、若し是れ兒の猫、即ち是れ兒の猫、若し是れ兒の猫ならずんば、即ち是れ兒の猫ならず。諝大いに笑う、判状に云う、……と。遂に其の猫児を納る。争う者も亦晒う。「判状」は、以下のように五言絶句の形式をとっている。

猫児不識主 猫児は主を識らず

旁我擲老鼠 我に旁いて老鼠を擲る

両家不須争 両家 争うを須いず

将来与裴諝 将来も裴諝に与えよ

『猫談義』は、これについて、

「兒猫」の「兒」は、若い男女の自称として用いられる語であります。

つまり、「あたしのネコ」の意味です。同時にまた、「猫児」ネコの意味にもかけております。と言っている。

大暦十才子の一人で、大暦五年（七七〇）の進士である李端の「長安にて事に感じ盧綸に呈す」（『全唐詩』巻二八六。全四〇句）には、次のように見える。中間の六句を引こう。

21 草舎纒遮雨 草舎は纒かに雨を遮り

22 荆窗不礙風 荆窗は風を礙さまたげず

23 梨教通子守 梨は通子に教えて守らしむ

24 酒是遠師供 酒は是れ遠師の供

25 捫虱欣時泰 虱を捫ひりて時の泰きを欣び

26 迎猫達豊歳 猫を迎えて豊歳を達せんとす

『唐才子伝』巻四によれば、李端は進士に登第して秘書省校書郎となったあと、病気がちであったために、いったん官を辞して終南山の草堂寺に住んでいた。詩はその時の作であると言う。「迎猫」の句は明らかに『礼記』を踏まえて農村の臘祭の習俗を描き、来る年が豊作であることを祈るものである。⁵⁾

柳宗元（七七三～八一九）の「役夫張進の骸を掩う」（『柳河東集』巻四三三、『全唐詩』巻三五三。全三〇句）は、役夫として誠実に努めた張進の遺骸が粗末な埋葬のされ方をしたので、手厚く改葬したことを詠ずる。

1 生死悠悠爾 生死は悠悠たるのみ

2 一氣聚散之 一氣 之を聚散す

3 偶来紛喜怒 偶たま来りて紛として喜怒し

4 奄忽已復辞 奄忽として已に復た辞す

……

19 猫虎獲迎祭 猫虎は迎えて祭らるるを獲え

20 犬馬有蓋帷 犬馬も蓋帷有り

21 佇立言爾魂 佇立して爾が魂を言とうも

22 豈復識此為 豈に復た此の為すことを識らんや

猫でさえ鼠を捕らえるために神として祭られ、犬や馬でさえ埋葬される時には車の破れた覆いが用いられることを言う。前者は、先に引いた『礼記』郊特牲を踏まえ、後者は、『礼記』檀弓下に、孔子の「畜狗」が死んだ時の孔子の発言を踏まえている。

詩ではないが柳宗元には、「三戒」のうちの一篇に、「永の某氏の鼠」（『柳河東集』巻一九）という文章がある。永州の某氏は自分が子年の生まれだつたために鼠を溺愛して猫や犬を飼わず、家中を鼠の好き勝手にさせていた。しかし、数年後に彼が他の州に転居すると、別の人がその家に住むことになった。新たな住人は鼠を「陰類の悪物」とみなしていた。続きを引用しよう。

飯五六猫、闔門、撒瓦灌穴、購僮羅捕之。殺鼠如丘。棄之隱処、覓数月乃已。嗚呼、彼以其飽食無禍為可恒也哉。

五六猫を飯り、門を闔じ、瓦を撒き穴に灌みぎ、僮を購いて之を羅もて捕らう。鼠を殺すこと丘の如し。之を隱処に棄つるに、覓くきこと数月にして乃ち已む。嗚呼、彼 其の飽食して禍い無きを以て恒にす可しと為したるか。

この話柄には寓意があることはもちろんだが、猫は鼠を捕食する存在として登場するだけである。

ここで、これも詩ではないが、韓愈（七六八～八二四）の「猫 相い乳す」（『韓昌黎文集』巻一四）も引いておこう。

司徒北平王家、猫有生子同日者。其一死焉。有二子飲於死母。母且死、其嗚咿咿。其一方乳其子、若聞之。起而若聽之、走而若救之。銜其一、置于其棲。又往如之、反而乳之、若其子然。噫、亦異之大者也。夫猫人畜也。非性於仁義者也。其感於所畜者乎哉。……

司徒北平王の家に、猫の子を生むこと日を同じくする者有り。其の一死せり。二子 死母より飲むもの有り。母 且に死せんとし、其の鳴くこ

と呻呻たり。其の一 方に其の子に乳せんとして、之を聞くが若し。起ちて之を聴くが若く、走りて之を救わんとするが若し。其の一を銜み、其の棲すまに置く。又往くこと之の如く、反りて之に乳すること、其の子の若く然り。噫、亦 異の大なる者なり。夫れ猫は人畜なり。仁義に性ある者に非ざるなり。其の畜やぶう所の者に感ずるか。……

猫は、司徒北平王であった馬燧（七二六～七九五）の人徳を賛美するための素材として用いられているのだが、母猫が他の母猫が生んだ子猫を可愛がる姿が描写された初めての文章である。時期ははっきりしないが、この話の祖型となったと思われる逸話が『朝野僉載』卷三に見えている。

河東孝子王燧家、猫犬互乳其子。州県上言、遂蒙旌表。乃是猫犬同時生子、取猫児置狗窠中、狗子置猫窠内、慣食其乳、遂以為常。殆不可以異論也。

河東の孝子 王燧の家、猫犬 互いに其の子に乳す。州県 上言し、遂に旌表を蒙る。乃ち是れ猫犬 時を同じくして子を産み、猫の児を取りて狗の窠中に置き、狗の子を猫の窠内に置き、其の乳を食らうに慣れしめ、遂に以て常と為す。殆ど以て異論ある可からざるなり。

生まれたばかりの猫の子と犬の子を、それぞれ子を産んだばかりの親犬と親猫の巢穴に置いて慣れさせたに違いない、というのである。

元稹（七七九～八三二）の「江辺四十韻」（『元氏長慶集』卷一三、『全唐詩』卷四〇八）にも猫が登場する。この詩には、「官為修宅、卒然有作、因招李六侍御。此後並江陵時作。」（官 為に宅を修め、卒然として作有り、因りて李六侍御を招く。此の後は並びに江陵の時の作。）という自注があつて、元和五年（八一〇）春、江陵府（湖北省荆沙市）の士曹參軍に左遷されてから、元和十年（八一五）二月、長安に帰るまでの作であることがわかる。

- 1 官借江辺宅 官は借る江辺の宅
- 2 天生地勢坳 天は生ず地勢の坳
- 3 敬危饒壞構 敬危として壞構饒く

4 沼遞接長郊 沼遞として長郊に接す

5 怪鵬頻棲息 怪鵬 頻りに棲息し

6 跳蛙頻溷殺 跳蛙 頻る溷殺す

7 尤怕虎咆哮 尤も怕る虎の咆哮するを

8 総無籬繳繞 総て籬の繳繞すること無し

9 停潦魚招獺 潦を停めて魚は獺を招き

10 空倉鼠敵貓 倉を空しくして鼠は猫に敵たる

11 土虚煩穴蟻 土虚しくして穴蟻を煩い

12 柱朽畏藏蛟 柱朽ちて藏蛟を畏る

13 蛇虺吞檐雀 蛇虺 檐雀を呑み

14 豺狼逐野鹿 豺狼 野鹿を逐う

15 犬驚狂浩浩 犬驚きて狂うこと浩浩

16 雞乱響嚶嚶 雞乱れて響くこと嚶嚶

17 溲落貧甘守 溲落として貧 甘んじて守り

18 荒涼穢尽包 荒涼として穢 尽く包む

……

江陵は卑湿の地であり、左遷された身であることもさりながら、元稹にとつて大変に住みにくい土地だった。同じ江陵左遷中の七律「夜坐」（『全唐詩』卷四一五）の起聯と頷聯にも、次のような句が見えている。

雨滯更愁南瘴毒 雨滯りて更に愁う南瘴の毒

月明兼喜北風涼 月明らかにして兼ねて喜ぶ北風の涼しきを

古城樓影橫空館 古城の樓影 空館に横たわり

湿地虫声遠暗廊 湿地の虫声 暗廊を遠る

「官為修宅……」詩の第十句は、元稹の住んでいた官舎の穀物倉の穀物を食い尽くして空にしてしまったために、空腹に耐えかねた鼠が猫に刃向かうことを言うのであろう。

李紳（七七二～八四六）の「憶春春廢虎坑、余以春二月至郡、主吏拏所職、

称霍山多虎、每歲採茶為患、挾肉於人、至春常修陷窞數十所、勒獵者採其皮睛、余悉除罷之。是歲、虎不復為害、至余去郡三載」（『追昔遊集』卷上、『全唐詩』卷四八〇）はどうであろうか。李紳が寿州（治所は寿春県）刺史であったのは、大和四年（八三〇）二月から大和七年正月までのことである。寿州管内の霍山県（安徽省霍山県）に猛獸（虎）が多く、人々に危害を加えていた。ことからは、李紳「寿陽罷郡日、有詩十首、与追懷不殊、今編於後兼紀瑞物〔虎不食人〕」（『追昔遊集』卷上、『全唐詩』卷四八〇）の序にも、

霍山県多猛獸、頃常挾于人、每至采茶及樵蘇、常遭啖食、人不堪命。霍山原に猛獸多く、頃常に人を挾り、采茶及び樵蘇に至る毎に、常に啖食せらるるに遭い、人命に堪えず。

と見えている。『新唐書』卷百八十一、李紳伝に、「霍山多虎、擷茶者病之。治機窞、發民跡射、不能止。紳至、尽去之、虎不為暴。」（霍山に虎多く、茶を擷む者之を病む。機窞を治め、民を發して跡射せしむるも、止む能わず。紳至り、尽く之を去るに、虎暴を為さず。）と言っているのは、詩題や序を踏まえた記述であろう。虎を捕獲して殺すような残酷な手段を廃止したところ、かえって虎が人に害を与えることがなくなったというのである。

匪將履尾求兢惕 將に尾を履みて兢惕を求めんとするに匪
那効探雛所患争 那ぞ効わん雛を患い争う所に探るに

当路絶群嘗誠暴 路に当たつては群れを絶ちて嘗て暴を誠め
為猫驅獮亦先迎 猫を為りて驅獮せんとして亦先ず迎う

每推至化宣餘力 毎に至化を推して宣しく力を餘すべし
豈用潜機害爾生 豈に潜機を用いて爾が生を害せんや

休逐豺狼止貪戻 豺狼を逐うを休めて貪戻を止むれば
好為仁獸答皇明 好しく仁獸と為りて皇明に答えん

第四句の「驅獮」は、他の例を見ない語だが、『爾雅』釈天・祭名に、「春獮為蒐、夏獮為苗、秋獮為獮、冬獮為狩。」（春獮を蒐と為し、夏獮を苗と為し、秋獮を獮と為し、冬獮を狩と為す。）と言うように、ここでは、秋の獮

にあたって、虎を駆りたてることを言うのである。したがって一句は、猫神を迎え祀つて、虎に危害を加えることなく追ひ払うことを意味すると考えられる。

ついで路德延の百句からなる長篇の「小兒詩」（『唐詩紀事』卷六三）「孩兒詩」に作る、『全唐詩』卷七一九）にも猫が登場する。『旧唐書』卷百七十七、路巖伝によれば、路德延は、大中（八四七～八六〇）中の進士で、二郡の刺史を経て給事中となつた路岳の子である。『唐詩紀事』によると、路德延は数歳で「芭蕉詩」を賦して名を知られ、光化（八九八～九〇一）の初めに進士に登第。天祐（九〇四～九〇七）中に拾遺を授けられた。正史にはただ一箇所、『旧唐書』卷二十下、哀帝紀に、昭宗の山陵の建設に功績があつた者が天祐二年（九〇五）四月、緋魚袋を賜つた記事があり、そのうちに「右拾遺路德延」の名が見えている。その後まもなく河中節度使の朱友謙（朱簡）の書記となつた。この詩が作られた前後の状況について『太平広記』卷一七五は、次のように記している。

友謙初頗礼待之。然德延性浮薄驕慢、動多忤物、友謙稍懈礼。德延乃作孩兒詩五十韻、以刺友謙。友謙聞而大怒、有以掇禍。乃因醉沈之黄河。詩実佳作也。

友謙 初め頗る之を礼待す。然るに德延は性 浮薄・驕慢にして、動もすれば物に忤うこと多く、友謙も 稍礼を懈る。德延 乃ち孩兒の詩五十韻を作り、以て友謙を刺る。友謙 聞きて大いに怒り、以て禍を掇かんとすること有り。乃ち酔うに因りて之を黄河に沈む。詩は実は佳作なり。猫の表れる部分は次の箇所である。

- 17 嫩竹乗為馬 嫩竹 乗りて馬と為し
- 18 新蒲折作鞭 新蒲 折りて鞭と作す
- 19 鶯雛金鏤繫 鶯雛 金鏤繫ぎ
- 20 猫子綵糸牽 猫子 綵糸牽く
- 21 擁鶴婦晴島 鶴を擁して晴島に帰り

22 馱鵝入暖泉 鶯を駆りて暖泉に入る

……

99 明時方任德 明時 方に徳に任ず

100 勸爾減狂顛 爾に勸む狂顛を減ぜよ

「猫子」を『太平広記』巻百七十五、宋・趙与時『賓退録』巻六などは、「猫子」に作る。それならば、小さな犬を指す。唐代の宮中などで小犬が飼われていたことは、資料に散見する。例えば『開元天宝遺事』巻一と『酉陽雜俎』巻一には、天宝末年のこととして、玄宗と親王が碁を囲んだ時に、玄宗が負けそうになったので、貴妃が「康国」の「猫子」を盤上に放って窮地を救ったという話が見えているし、『太平広記』巻三百八十六、「盧瑱表姨」の条には『玄怪録』を出典として、洛州刺史盧瑱のおばが、「花子」と名づけた「猫子」を可愛がっていた話を載せる。また、詩においては、ちんを指す「猫児」の語が見える。

白雪猫児扒地行 白雪 猫児 地を扒いて行く

慣眠紅毯不曾驚 紅毯に眠ることに慣れて曾て驚かず

王涯「宮詩」(『全唐詩』卷二四六)

猫児睡魘喚不醒 猫児 睡魘 喚べども醒めず

満窓撲落銀蟾影 満窓 撲落たり銀蟾の影

成彦雄「寒夜吟」(『万首唐人絶句』卷七二、『全唐詩』卷七五九)

「綵糸」は、色どり鮮やかないであり、これで猫をつないでおいたのであろう。ただし、ここは既に見たように、「猫」ではなく、「猫」に作る可能性が極めて高い。

このほか晩唐の詩にはときおり猫が登場している。ここでは、光化年間(八九〇〜九〇一)の初めに進士に登第したとされる范陽の人、盧延讓の詩句に触れておこう。彼の詩句は『唐詩紀事』巻六十五(『全唐詩統補遺』巻一三にも)に見えている。

曾猷王建詩、有栗爆燒氈破、猫跳触鼎翻。後建冬夜与潘峭平章边事、旋

令宮人燒栗、俄有數栗爆出、燒繡褥。時建多疑、嘗於爐中燒金鼎、命二妃親侍湯茶而已。是夜宮猫相戲、悞觸鼎翻、建良久曰、栗爆燒氈破、憶得盧延讓卷有此一聯、乃知先輩裁詩、信無虛境。來日、遂有六行之拜。自給事中拜工部。……楊大年云、延讓詩至今存、人亦有絶好之者。其播人口、有旅舍言懷云……、懷江上云、餓猫臨鼠穴、嚙犬舐魚砧。……栗爆猫跳之句、王建愛之。盧嘗謂人曰、平生投謁公卿、不意得猫狗力。

曾て王建に詩を獻するに、栗爆けて氈を燒きて破り、猫跳びて鼎に触れて翻す有り。後 建 冬夜に潘峭と边事を平章するに、旋ち宮人をして栗を燒かしむるに、俄に數栗の爆け出づること有りて、繡褥を燒く。時に建疑うこと多し、嘗て爐中に金鼎を燒くに、二妃に命じて親ら湯茶を侍せしむるのみ。是の夜 宮猫相い戯れ、悞りて鼎に触れて翻す、建 良久しくして曰く、栗爆けて氈を燒きて破る、盧延讓の卷に此の一聯有るを憶い得て、乃ち先輩の詩を裁するに、信に虚境無きを知ると。來る日、遂に六行の拜有り。給事中より工部に拜せらる。……楊大年云う、延讓の詩は今に至るも存し、人の亦之を絶だ好む者あり。其の人口に播くもの、旅舍言懷有りて云う……と、江上を懷うに云う、餓猫は鼠穴に臨み、嚙犬は魚砧を舐むと。……栗爆け猫跳ぶの句は、王建 之を愛す。盧 嘗て人に謂いて曰く、平生 公卿に投じ謁するに、意わざりき猫狗の力を得るとは。

盧延讓はイヌと猫が登場する句を詠じ、これが前蜀を建てた王建(八四七〜九一八)の共感を得たことから、知遇を得ることになったのである。

唐詩の最後に猫が登場するのは、寒山(『全唐詩』卷八〇六)と拾得(『全唐詩』卷八〇六)の詩であろうか。寒山の詩には二例が見える。

夫物有所用 夫れ物に所用有り

用之各有宜 之を用うるに各おの宜しき有り

用之若失所 之を用うるに若し所を失わば

一闕復一虧 一闕 復た一虧

凹鑿而方柄 凹鑿にして方柄

悲哉空爾為 悲しいかな空しく爾しかな為せるのみ

驂駟將捕鼠 驂駟 將に鼠を捕らえんとするも

不及跛猫兒 跛猫兒にも及ばず

最後の一聯には基づくところがあつて、『莊子』秋水篇に、次のように言う。

騏・驥・驂・驪、一日而馳千里、捕鼠不如狸狽、言殊技也。

騏・驥・驂・驪は、一日にして千里を馳するも、鼠を捕らうること狽に

如かずとは、技を殊にするを言うなり。

「狸狽」は、野猫、または山猫と鼬のこととも二字で山猫を指すとも言う。

寒山の句は、どんな名馬でも鼠を捕らえる能力においては足の悪い猫にも及ばないように、それぞれ長所と短所があることを言う。

昔時可可貧 昔きつ時は可や可や貧しきに

今朝最貧凍 今朝は最も貧凍なり

作事不諧和 事を作して諧和せず

触途成倥傯 途に触れて倥傯を成す

行泥屢脚屈 泥を行きて屢しば脚屈し

坐社頻腹痛 社に坐して頻りに腹痛す

失却斑猫兒 斑猫兒を失却して

老鼠困飯甕 老鼠 飯甕を困む

末の一聯は、まだら模様の猫がいなくなったために、鼠たちが、かめに入れた餌を我が物顔にあさっていることを言うが、何らかの比喩があるだろう。⁹⁾

拾得の詩には一例が見える。

若解捉老鼠 解よく老鼠を捉うるが若きは

不在五白猫 五白の猫のみに在らず

若能悟理性 能く理性を悟るが若きは

那由錦繡包 那なんぞ錦繡の包に由らんや

真珠入席袋 真珠は席袋に入り

仏性止蓬茅 仏性は蓬茅に止まる

一群取相漢 一群の 相を取る漢は

用意総無交 意を用うるもて総て交わること無からん

「五白猫」の語は、これ以前の用例は見えないようである。後の例になる

が、梅堯臣「祭猫」(『宛陵集』卷四八)に、

自有五白猫 五白の猫を有してより

鼠不侵我書 鼠は我が書を侵さず

今朝五白死 今朝 五白死し

祭与飯与魚 祭りて飯と魚とを与う

送之于中河 之を中河に送り

呪爾非爾疎 爾を呪するは爾を疎ちろかにするに非ず

……

とある。「五白猫兒」の語は、『五燈会元』卷十一などにも見えている。錢

学烈『寒山拾得詩校評』(天津古籍出版社、一九九八)が、「当指四脚及鼻口

五処白色的黒猫、猫譜上名為『踏雪尋梅』。乃猫中佳品。」と注釈を加えてい

るように、白い斑点が数か所にある猫であり、このような猫は、よく鼠を捕

るとされていたのであろう。

また、つけ加えておくならば、『説郛』卷七十七下の「猫名」の条と『広

博物志』卷四十七には、まったく同文の以下のような記事が見えている。

張搏好猫。其一曰東守、二曰白鳳、三曰紫英、四曰怯憤、五曰錦帶、六

曰雲図、七曰万貫。皆価値数金、次不可勝数。

張搏 猫を好む。其の一を東守と曰い、二を白鳳と曰い、三を紫英と曰

い、四を怯憤と曰い、五を錦帶と曰い、六を雲図と曰い、七を万貫と曰う。

皆価値は数金に値あたる、次は勝けて数う可からず。

前掲『中国社会風俗史』は、『妝樓記』を引き、この記事の前半部分に続

けて、「張搏は」退朝して中門をはいると、数十匹の猫がぞろぞろ尾を立て

頸をすりつけたといわれ、……」と言っている。『妝樓記』の原典は確認で

きなかったが、張搏が、『旧唐書』卷一九下、僖宗本紀の乾符二年(八七五)

の記事に、湖州刺史から廬州刺史に遷ったことが見えている張搏と同一人物であるとすれば、唐末に、大変な猫好きがいたことになろう。

おわりに

ここまで述べてきたことを簡単に整理しよう。猫は、収穫物に害を与える鼠を捕食することが重視され、少なくとも唐末までは愛玩の対象としては詠じられていない。古代においては、害獣を駆除する象徴的な存在として、神として祀られることも多かった。猫にこのような神的性格を賦与したのは『礼記』であって、猫に神格が賦与されたことが「猫鬼」の逸話を生むことにもなった。

唐代にいたるとようやく猫を詠ずる詩歌が見られるようになる。閻朝隱の「鸚鵡猫児篇」は難解でわかりにくい部分が多いが、朝廷で猫が飼われ始めたことを示しているであろう。崔日用の「乞金魚詞」には、猫の好物としての魚が登場していることが注目される。王建「独漉歌」における猫は、比喩的なものであり、実際の猫の姿を描出するものではない。李端の詩は、『礼記』で言及された猫の範囲にとどまっている。柳宗元の詩と李紳の詩においても同様である。元稹の詩においては、江陵での特異な生活環境を描くものとして登場する。路德延の詩は、猫が朝廷の外においても飼われ始めたことを示しているであろう。寒山と拾得の詩においても、寓意はあるにしても、猫は鼠を捕らえる動物として登場するに過ぎない。つまり、唐代までの詩文において、身近な飼い猫の日常の姿を詠じた作品はまったく見られないのである。

先に梅堯臣「祭猫」の冒頭部分を引用したが、身近な猫の姿が詩に詠じられるようになるのは宋代に入ってからである。例えば陸游（一一二五―一二一〇）には、五絶「贈猫」（『劍南詩稿』卷一五）、「得猫於近村、以雪兒名之、戲為作詩」（同、卷三三）、「贈粉鼻」（同、卷二八）、「嘲畜猫」（同、卷三八）、

五律「贈猫」（同、四二）、「鼠屢敗吾書、偶得狸奴捕殺無虛日、群鼠幾空、為賦此詩」（同、卷六五）、「七絶「贈猫」（同、卷八五）などの、猫を主題とする詩がある。¹⁰⁰「嘲畜猫」（同、卷三八）の自注には、「俗言猫為虎舅。……又謂海州猫為天下第一。」（俗に猫を言いて虎舅と為す。……又謂う海州の猫は天下第一為りと。）と云うから、このころには猫の格付けも行われていたのである。最後に陸游の五絶、「贈猫」を引いておこう。

裏塩迎得小狸奴 塩を裏んで小狸奴を迎え得たり

尽護山房万卷書 尽く護る山房 万巻の書

慙愧家貧策勲簿 慙愧す家に策勲の簿貧しく

寒無氈坐食無魚 寒に氈坐する無く食に魚無きを

貴重な塩と交換に子猫を手に入れたが、貧乏なので書物を護ってくれる功労に十分に報いてやることできない、というのである。

注

1 金沢庄三郎『猫と鼠』（亜細亜研究叢書第一編、創元社、一九四七）は、「然らば猫の出現以前に於ける鼠の征服者は何であつたかといふに、それは狸と鼬で、このことは独り我国のみでなく、支那でも欧羅巴でも全く同じである。……支那でも狸と鼬とは猫と共通して用ひられている。」と言ひ、陸佃『埤雅』、李時珍『本草綱目』、『広雅』、張自烈『正字通』を引いて、「猫と狸と相通用する。」と述べている。本稿では、煩雑さを避けるために、猫（猫）に限って論及した。

また、鄭恢主編『事物異名分類詞典』（黒龍江人民出版社、二〇〇二）には、猫の異名が八種類載せられている。同書の引く出典とともに掲出すれば、以下の通りである。

〔女奴〕五代・張泌『妝樓記・女奴』

〔蒙貴〕唐・段成式『西陽雜俎統集・支動』

〔烏員（烏円）〕唐・段成式『西陽雜俎・支動』、明・高啓「寄王七孝廉乞猫」

〔白老〕宋・孫奕『履齋示兒編・雜記・人物異名』

〔天子妃〕宋・羅大經『鶴林玉露』卷一〇

〔甯前老虎〕『何典』第九回

〔虎舅〕宋・陸游「嘲畜猫」詩自注

〔狸奴〕宋・陸游「贈猫」詩

ちなみに、『初学記』、『北堂書鈔』、『芸文類聚』には、猫の項はない。また、『太平御覧』巻九一二には猫の項が見えており、『詩経』、『爾雅』、『尹子』、『北史』から各一条、『唐書』から二条を引いている。なお、宋・祝穆撰『古今事文類聚』後集巻四一、毛虫部には、「猫」、「死願為猫」、「猫鼠相乳」のほか、散文では、来鵠(来鵬)「猫虎説」、崔祐甫「猫鼠議」、韓愈「猫相乳説」を、詩では、黄庭堅「乞猫」、同「謝周元之送猫」、陸游「贈猫」、劉克莊「詰猫」を収めている。さらに、清・吳宝芝撰『花木鳥獸集類』巻下には、「猫」の項があつて、「蒙貲」と「猫」とは別の二物であるとするなど、九条が収録されている。これによれば、猫には、「雪姑」という別名があつたことも知られる。

2 句の切り方は、『唐詩紀事』(中華書局、一九六五)、および王仲鏞『唐詩紀事校箋』(巴蜀書社、一九八九)によつた。今村与志雄『猫談義 今と昔』(『参考文献』参照)はこの詩について、「則天武后が、ネコを畏れていたことについては前述致しましたが、この詩は、そういうネコ嫌いの君主の心理に迎合した戯作の要素が、多分にあります。」と指摘している。

3 『新唐書』巻二〇二、閻朝隱伝。

4 胡漢生編著『唐樂府詩訳析』(北京大学出版社、一九九六)は、「鼠食猫肉、喻賢人受惡人所害。」と言ひ、全体については、「這首詩諷刺社会上的歪風邪氣・不合理的現象。」と言ふ。

5 范之麟・吳庚舜主編『全唐詩典故辞典』増訂本(湖北辞書出版社、二〇〇一)の「迎猫(迎祭猫虎)」の項は、この句を引いて、「這裏用『迎猫』泛指農村祭礼、自叙与農民共習俗。」と言ふ。

6 『太平広記』巻二六四は、職名を「河中判官」としている。

7 『唐詩紀事』は、『太平広記』巻一七五の記載をやや簡略化して載せる。また、『太平広記』巻二六四(出典を『北夢瑣言』とするが、『北夢瑣言』巻三に路巖の記事はあつても、路徳延の名は見えない)、「路徳延」の条に見える関連部分の記載は、以下のようになっている。ただし、中華書局活字本『太平広記』は、「王公」を「主公」に作る。

河西判官路徳延、相国巖之姪、岳之子。時謂才俊。擢進士第、西平王朱友謙幕寮。放恣凌傲、王公容之。友謙背梁、乞於晉陽。并使初至、礼遇方謹、路公筵上、言語及之。友謙憂憤、因投徳延於黄河、以紓禍也。

河西判官路徳延は、相国巖の姪、岳の子なり。時に才俊と謂う。進士の第に擢んでられ、西平王・朱友謙の幕寮たり。放恣・凌傲なるも、王公之を容す。友謙梁に背き、晋陽に乞わんとす。并の使、初めて至るや、礼遇 方に謹むに、路公筵上にて、言語して之に及ぶ。友謙 憂憤し、因りて徳延を黄河に投じ、以て禍を

紓かんとするなり。

「并使」は、晋陽(太原)からの使者。朱友謙は、後梁を建てる朱全忠と後晋を建てる李克用の間で、どちらにつきかはつきりしない動きを見せていた。この記事が事実だとすれば、路徳延の死は「小児詩」が原因ではなかったことになる。しかし、『太平広記』巻一七五と巻二六四では、共通する記述もあり、混乱を見せている。

8 『太平広記』は「解体」に作る。『唐詩紀事』に従つた。

9 例えば太田悌藏訳注『寒山詩』(岩波文庫、一九三四)は、「斑猫兒」に注して、「寒山自身の称。又道心の窮困して煩惱の跳梁するに喩ふ。」と言ふ。

10 一海知義『陸游語彙抄』(説游会、二〇〇三)は、猫の項目に二六篇の詩を挙げている。

11 『会稽志』巻一七に、「猫、鼠善害苗、猫能捕鼠去苗之害、故字從苗。記曰、……。今海州猫最佳。俗云海州猫曹州狗。」(猫、鼠は善く苗を害い、猫は能く鼠を捕らえて苗の害を去る、故に字は苗に從う。記に曰く、……と。今海州の猫は最も佳し。俗に云う海州の猫 曹州の狗と。)という記述があつて陸游の自注と符合する。海州は江蘇省連雲港市、曹州は山東省菏泽市一帯。

【参考文献】(入手し、もしくは見ることのできた日本の単行本に限る。今村与志雄氏の二著と永野忠一氏の著書からは特に恩恵を蒙つた)

- 金沢庄三郎『猫と鼠』(亜細亜研究叢書第一編、創元社、一九四七・二)
- 大木卓『猫の民俗学』(田畑書店、一九七五・七。詳細な「文献」を付す)
- 岡田章雄『犬と猫』(日本人の生活文化史1、毎日新聞社、一九八〇・三)
- 石田孫太郎『猫』(誠文堂新光社、一九八〇・一一。一九二〇・四、求光閣書店刊『猫』の覆刻版、小仏山人(石田孫太郎)「絶筆 虎猫平太郎」を増補)
- 今村与志雄訳注『西陽雜俎』(平凡社東洋文庫、一九八〇・七、一九八一・一二)
- 永野忠一『日中を繋ぐ唐猫 中国の猫文化史』(習俗双書第一〇集、習俗同攻会、一九八二・九)
- 平岩米吉『猫の歴史と奇話』(動物文学会発行・池田書店発売、一九八五・二)
- 今村与志雄『猫談義 今と昔』(東方書店、一九八六・一二。多くの参考文献に言及する)

〔附記〕

本稿は、二〇〇六年七月二十九日から八月一九日にかけて実施された、二〇〇六年度北海道教育大学一般公開講座（札幌校）「文学に見られる身近な動物―ネコ―」（全三回）のうち、筆者が担当した「中国の詩歌に登場する猫」のために準備した資料を基礎として執筆したものである。

（札幌校教授）